

水痘(水ぼうそう)、高齢者用肺炎球菌の予防接種の定期化について

平成26年10月1日から、水ぼうそうと高齢者用肺炎球菌の予防接種が定期化されました。接種期間等がそれぞれ定められていますので、対象となる方は期間内に接種をお願いします。

水ぼうそう(定期)	
接種対象	生後12月から生後36月に至るまで
接種回数	2回
接種期間	標準的に、生後12月から生後15月に至るまでに初回接種を行い、追加接種は初回接種後6月から12月に至るまでの間隔をおいて1回行う
費用	無料
接種対象外	①既に水ぼうそうに罹ったことがある子 ②既に水ぼうそうの予防接種を2回受けている子
接種回数が減る子	①既に水ぼうそうの予防接種を1回受けている子(追加接種のみ受けることができます) ②初回接種後に3歳を越えた子(初回1回のみの接種となります)

水ぼうそう(経過措置)	
接種対象	生後36月から生後50月に至るまで
接種回数	1回
接種期間	経過措置のため、平成27年3月31日までに必ず接種してください ※接種を忘れた場合、任意接種となり全額自己負担となりますので注意してください
費用	無料
接種対象外	①既に水ぼうそうに罹ったことがある子 ②既に水ぼうそうの予防接種を受けている子

高齢者用肺炎球菌	
接種対象	平成26年度中に、65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳、100歳になる方
接種回数	1回
接種期間	平成27年3月31日まで
費用	自己負担3,000円
接種対象外	既に高齢者用肺炎球菌の予防接種を受けている方
備考	①来年度以降(平成30年度まで)は、その年度中に上記の年齢に到達する人が定期の対象となります。 ②該当年齢の方以外も、川場村では肺炎球菌の助成をしています。ただし、自己負担が3,000円以上になることがありますので、ご承知おきください。